

税・農地に関する手続き

21 特別区民税・都民税（住民税）の 課税・納付手続きの説明

手続きの説明

住民税の計算は1月1日を基準としています。1月2日以降亡くなられた方でも納付する必要があり、財産を相続した方が「相続人」として納税義務を負うことになります。詳しくはお問い合わせください。

申請書等

- ・相続人代表者指定届

持ち物

- ・届出者の本人確認書類（運転免許証等）
- ・亡くなられた方との親族関係がわかるもの（戸籍謄本等）

受付窓口

- ・住民税の計算について：課税課

期 限

- ・なし

問い合わせ先

- ・課税課

課税第1係（世田谷地域） 電話 5 4 3 2 - 2 1 6 9

課税第2係（北沢・砧地域） 電話 5 4 3 2 - 2 1 7 4

課税第3係（玉川・烏山地域） 電話 5 4 3 2 - 2 1 8 4

FAX 5 4 3 2 - 3 0 3 7

その他

納付の方法等は納税課にご相談ください。

- ・納税課 納税相談係 電話 5 4 3 2 - 2 2 0 8

FAX 5 4 3 2 - 3 0 1 2

22 原動機付自転車(125 cc以下)・小型特殊自動車の 廃車等手続き

手続きの説明

原動機付自転車(125 cc以下)・小型特殊自動車を所有している方が亡くなった場合は、廃車手続きが必要です。誰も使用せず廃棄する場合でも、廃車の手続きをしないと、今後も軽自動車税(種別割)が課税されることになります。

相続関係がある親族以外の方が手続きをする場合は、お問い合わせください。

申請書等

- ・軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書

持ち物

- ・ナンバープレート
- ・標識交付証明書(無くても可)
- ・死亡日が記載され、亡くなられた方との相続関係がわかる書類(戸籍謄本等)
- ・届出者の本人確認書類(運転免許証等)

※書類の用意に日数がかかり、廃車手続きが賦課期日である4月1日を超える場合は、事前にご相談ください。

受付窓口

- ・課税課管理係

※廃車手続きは課税課管理係あての郵送でも受付しています。

- ・各総合支所くみん窓口 【窓口一覧参照】

期限

- ・お亡くなりになった日から30日以内

問い合わせ先

- ・課税課管理係 電話5432-2163
FAX5432-3037

メモ
